

環境保全協定について

1. 環境保全協定とは

- 環境保全協定は、熱回収施設等の整備及び運営・維持管理等にあたって、生活環境の保全を図るために、当該施設の設置に関し、生活環境保全上の利害関係を有する周辺住民等（町田市熱回収施設等周辺の15町内会・自治会等）と当該施設の設置者（町田市）とが取り交わす協定です。

2. 環境保全協定の内容

- 環境保全協定は、熱回収施設等の運営・維持管理等に関する協定であり、一般的には、具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値（排出ガス、騒音、振動、悪臭及び水質等）の設定及び測定等について決められています。
- 環境保全協定の内容は、地域の特徴・実情、施設の種類や、処理される廃棄物の種類等に応じて、当事者間の話し合いにより、その内容の調整を図りながら、取り決めていきます。

3. 環境保全協定の協議の進め方

- 環境保全協定は、熱回収施設等の運営・維持管理に関する協定であるため、熱回収施設等が稼働するまでに、周辺住民等と市の間で締結することになります。
- 環境保全協定に取り決める項目及びその内容については、2018年秋頃の締結を目標に協議を進めていきます。

環境保全協定書（案）

（仮称）町田市熱回収施設等周辺の町内会・自治会（以下「甲」という。）と町田市（以下「乙」という。）は、乙が、町田市下小山田町3160番地外（町田リサイクル文化センター敷地内）に建設する熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟及びストックヤード棟等（以下「熱回収施設等」という。）の施設運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 基本的事項

（目的・趣旨）

第1条 本協定は、町田市下小山田地区の良好な環境の保全を図り、乙の業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境を保全し、甲、乙間の相互理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法令等の遵守・相互義務）

第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

第2章 施設の運営

（処理対象ごみ）

第3条 熱回収施設の処理対象ごみは、燃やせるごみ、不燃・粗大ごみ破碎後残さ等、一般廃棄物として処理するものとする。

2 不燃・粗大ごみ処理施設の処理対象ごみは、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物とする。

3 バイオガス化施設の処理対象ごみは、燃やせるごみから選別した生ごみ等とする。

（相互支援・広域支援）

第4条 乙は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」等に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によるごみを受け入れ、処理することができる。

（施設規模・規模の変更）

第5条 熱回収施設（焼却施設）の施設規模は、258 t/日（129 t/日×2 炉）、バイオガス化施設の施設規模は、50 t/日、不燃・粗大ごみ処理施設の施設規模は47 t/5h とする。

2 乙は、業務の全部若しくは一部を廃止し、又は取り扱う処理対象ごみの種類、処理方法及び処理能力を変更しようとするときは、あらかじめその内容について

甲に協議するものとする。

(ごみの搬出減量及び資源化)

第6条 甲と乙は、ごみの減量化等に係る環境学習に関し、情報交換、体験学習、施設見学、イベント開催等で相互に協力し、これを実施するものとする。

第3章 環境保全・測定・情報公開

(生活環境の保全)

第7条 乙は、環境負荷の低減や施設周辺的生活環境の保全に努めるものとする。

(交通計画と安全対策・搬出入車両の指導)

第8条 乙は、熱回収施設等に搬出入する車両の交通計画及び安全対策について、次の第2項から第5項に掲げる措置を講ずる。

- 2 ごみ運搬車両の運行管理及び搬出入路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- 3 ごみ運搬車両は点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- 4 ごみ運搬車両は、低公害車両の導入を図るように努める。
- 5 ごみ搬出入車両を対象として、誘導員を配置する等、車両を適切に誘導・指示する。

(情報公開)

第9条 乙は、熱回収施設等の稼働状況、運営状況等を市民が容易にモニタリングできるように、全市対象に広く情報公開を行うものとする。

- 2 乙は、熱回収施設等の年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績について、甲に報告するものとする。

(自主規制値の遵守)

第10条 乙は、熱回収施設等の稼働に伴い、別表1に掲げる各項目の自主規制値を遵守するものとする。

(環境測定及び調査)

第11条 乙は、熱回収施設等の稼働に関連して発生する排出ガス、騒音、振動、悪臭（以下、「排出ガス等」という。）について、適切に管理するものとする。

- 2 乙は、熱回収施設等の稼働に伴う環境影響を調査するため、排出ガス等の測定を行うものとする。
- 3 乙は、前項の環境測定の結果について、熱回収施設等に表示し、公開する。
- 4 乙は、本協定に基づき測定したデータについて、ホームページ等で公表するものとする。

第4章 監視体制

(施設への立入・立入り調査)

第12条 甲は、公害防止及び周辺地域の生活環境保全のため必要があると認めるときは、乙と共に熱回収施設等に立ち入ることができるものとする。

2 甲は、前項に規定する報告又は立ち入りにより知り得た乙の運用上の秘密を他に漏らしてはならない。

(事故時の措置及び報告)

第13条 乙は、熱回収施設等において事故が発生した場合に適切な対応を行うための緊急対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」等を参考に作成し、施設に据え置くものとする。

2 乙は、熱回収施設等において周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、直ちに生活環境保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、当該事故等の状況及び講じた措置の内容を甲に通知するものとする。

3 乙は、事故記録等を含めた防災管理報告書を作成し、管理する。

(自主規制値を超えた場合の措置・施設の操業規制)

第14条 乙は、熱回収施設等の稼働において、別表1に掲げる自主規制値を超えた場合には、施設の停止等必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の原因及び講ずる措置について、安全を確認後、運転を再開するものとする。

3 乙は、前項の原因及び講ずる措置について、結果を甲に報告する。

(苦情処理)

第15条 乙は、熱回収施設等の稼働に伴い、甲又は周辺住民から苦情があった場合には、誠意を持ってこれに対応するものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、熱回収施設等の稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により周辺住民に被害を及ぼした場合には、誠意を持って対応し解決を図るものとする。

第5章 協定事項

(協定の運用組織・有効期間)

第17条 熱回収施設等の稼働に伴い、乙は甲と「(仮称)〇〇〇運営協議会」を設置し、本協定の内容に基づき施設の運営管理等の協議を行っていく。また、本協定の有効期間は、熱回収施設等の稼働が停止するまでとする。

(協議・その他事項)

第18条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 本協定の内容については、施設稼働時に甲乙共に見直し、変更する必要があると認めた場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

(施設の運営・管理委託)

第19条 乙は、熱回収施設等の稼働にあたり、町田ハイトラスト株式会社に施設の運営及び管理を委託する。

別表1 (第10条、第15条関係)

(1) 排ガスの排出基準

項目	自主規制値
ばいじん	0.005g/m ³ N 以下
塩化水素(HCL)	10ppm 以下
硫黄酸化物(SO _x)	10ppm 以下
窒素酸化物(NO _x)	30ppm 以下
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	0.03mg/m ³ N 以下

注：上記値は、全て乾きガス、酸素濃度12%換算値とする。

(2) 騒音基準

第1種区域	朝 (6～8時)	40dB (A) 以下
	昼間 (8～19時)	45dB (A) 以下
	夕方 (19～23時)	40dB (A) 以下
	夜 (23～6時)	40dB (A) 以下

(3) 振動基準

第1種区域	8時～19時	60dB 以下
	19時～8時	55dB 以下

(4) 悪臭基準

「悪臭防止法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第一種低層住居専用地域：第一種区域）の規制基準以下とする。

第1種区域	敷地境界	臭気指数 10
-------	------	---------

この協定書の締結を証するため、甲と乙がそれぞれ記名押印し、甲と乙が各1通を保有する。

201●年●月●日

(仮称)町田市熱回収施設等周辺の町内会・自治会

もみじ台町内会
忠生中央町内会
桜美林台自治会
下小山田町内会
上小山田町内会
常盤町内会
清住平自治会
函師町内会
馬駟自治会
忠生自然自治会
忠生忠霊地区自治会
忠生四丁目町内会
矢部町町内会
根岸町内会
小山田桜台自治連合会